

仕様書

1 委託業務名

外国人観光客等に対する自転車ルール・マナー啓発コンテンツの作成及び広告配信業務

2 目的

本市には、国内外からの観光客をはじめ、外国人留学生や大学生など、多様な方（以下「外国人観光客等」という。）が訪れ、移動手段として自転車を利用している。

自転車政策推進室では、「京都市自転車総合計画 2025」に基づき、自転車観光の魅力を発信するとともに多様な来訪者への自転車ルール・マナー等に係る周知啓発を推進している。

本事業は、次の2点を目的として実施する。

- ・外国人観光客等向けの自転車ルール・マナー啓発コンテンツの作成
- ・令和7年春の観光シーズンに向け、外国人観光客等に対し、本市における自転車の正しい利用方法やルール・マナーの啓発を、広告配信を通じてより効果的に行うこと

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1)啓発コンテンツの作成

本市が令和4年度に作成した自転車ルール・マナー啓発動画（約110秒）について、フランス語版及びスペイン語版を作成する。

内容：動画の加工、編集を行い、各言語のナレーションの付加、字幕の付加、又は両方を実施すること

納品：WEB掲載に適した形式及び家庭用DVDプレーヤーで再生できる形式の2種類を提出すること。また、データについてはDVDで3枚提出すること

※本市からは元データとして、日本語版、英語版を提供する。

(2)既存の啓発コンテンツの活用

ア 自転車ルール・マナー啓発動画

本市が令和4年度に作成し、YouTubeに掲載している自転車ルール・マナー啓発動画（4言語（英語、繁体字、簡体字、ハングル）について、WEB、SNS等を通じた広告配信により効果的な発信を行い、動画視聴へ繋げること。

（参考）各動画のURL

英語 <https://www.youtube.com/watch?v=d8s5osyUoMg>

繁体字 <https://www.youtube.com/watch?v=-lVJzuIhTKw>

簡体字 <https://www.youtube.com/watch?v=NK5JTPk2FIM>

ハングル <https://www.youtube.com/watch?v=7a9AqB0YKvA>

発信にあたっては次の点に留意すること。

- ① 京都で自転車の利用を想定している、いわゆる「タビマエ」の外国人観光客等に効果的な広告配信となる工夫をすること
- ② YouTube 広告に限らず、アクセス数が多い WEB サイトへの広告の掲載等、効果的な発信の手法について検討し、実施すること
- ③ 広告投下予算は最低 40 万円とすること。投下予算は英語動画が最大となるよう予算を配分すること

なお、各言語すべての活用を条件とするものではなく、外国人観光客等への啓発効果を最大限見込めるものとする。

イ その他

啓発効果を高めることが見込める場合、広告配信のリンク先として、動画以外のコンテンツ（京都市サイクルサイト、LIVE JAPAN 等）を活用してもよい。

(3)成果物の納品等

- ・ 本提案に係る成果物は、いずれも本市に帰属し、使用することを認めること
例：動画に係る著作権、作成された版下データ 等
- ・ 広告表示・クリック回数、動画再生回数等の業務実績を記載した報告書を 2 部作成し、データでも提出すること。規格は A4、フルカラーとする。

5 その他

- (1) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に交渉及び適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。本委託業務により生じる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、本市に帰属する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議のうえ、本市の指示に従うこと。